

広情個審第102号

令和2年1月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年3月28日付け広人給第42号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第294号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年3月28日付け広人給第42号の諮問事案（諮問第294号事案）

平成30年9月25日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月8日付け広人給与第28号で行った公文書部分開示決定に対する同月15日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

通勤方法を明らかにしたものを開示せよ。

(2) 審査請求の理由

通勤方法のわかるものを請求したにもかかわらず、なんら無意味な書類の部分開示を受けた。情報公開制度を冒瀆する行為である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主な主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関は、対象公文書のうち、職員番号、住所、通勤手当・住所手当の認定区分、通勤手当・住居手当の確認欄、備考について、次のとおり、広島市情報公開条例（平成13年3月広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当することから、不開示とした。

① 職員番号

職員番号は、採用年度や年齢が推測できるため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

② 住所

職員の居住地が記載されているため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

③ 通勤手当・住居手当の認定区分

ア 通勤手当

認定区分（「交通機関」「交通用具」等）が記載されており、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

イ 住居手当

認定区分（「持家」「借家」等）が記載されており、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

④ 通勤手当・住居手当の確認欄

変更の有無について記載している部分については、個人に関する情報ではないため、開示した。

その他の部分については、転居等により内容に変更があった場合、申請日や申請予定日といった具体的な日付等が記載されており、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別できる情報を公にすることとなる。

⑤ 備考

交通用具の種類、通勤経路、「育児休業中」「病気休暇中」等の職員の勤務状況が記載されており、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第1号該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、職員番号、住所、通勤手当・住居手当の認定区分、備考が記載されており、このうち、職員番号、住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、本件不開示部分のうち、通勤手当・住居手当の認定区分、備考については、個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別できるものとは認められないが、本件部分開示決定で既に開示している職員の氏名と組み合わせることによって、特定の個人を識別できるものと認められる。したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当すると認められる。

(3) 請求人の主張について

請求人は、通勤方法の分かるものを請求したにもかかわらず、通勤方法について不開示とする決定がされたことについて、無意味な決定であり、情報公開制度を冒瀆するものである旨主張する。

本件不開示部分には、通勤手当の認定区分（交通機関・交通用具の別等）、交通用具の種類、通勤経路が記載されているが、これらは職員がどのような経路、方法によって通勤しているかという個人の生活の状況等に関する情報であり、また何らかの交通用具を用いている場合にはその個人の財産の情報でもあるため、実施機関が個人に関する情報として不開示としたことは妥当である。

なお、請求人は、通勤方法の別は条例第7条第1号ただし書きエ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから、不開示情報から除外される旨主張しているものとも解されるが、通勤方法の別は職務遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書きエに該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 ・ 3 ・ 2 8	広人給第 4 2 号の諮問を受理 (諮問第 2 9 4 号で受理)
R 1 ・ 1 0 ・ 2 4 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 1 1 ・ 2 8 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 1 2 ・ 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 2 ・ 1 ・ 3 0 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授